⑵　フッ化物　Fとして150μg／g以下

本品0.10gを量り，ビーカーに入れ，塩酸（1→10）10mlを加えて溶かす。この液を加熱し，1分間沸騰させた後，ポリエチレン製ビーカーに移して直ちに氷冷する。これにクエン酸ナトリウム溶液（1→4）15ml及びエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム溶液（1→40）10mlを加えて混合し，塩酸（1→10）又は水酸化ナトリウム溶液（2→5）でpH5.4～5.6に調整する。この液を100mlのメスフラスコに移し，水を加えて100mlとする。この液50mlをポリエチレン製ビーカーにとり，検液とする。電位を比較電極及びフッ素イオン電極を接続した電位差計で測定するとき，検液の電位は，比較液の電位以上である。

比較液は，次により調製する。

フッ化物イオン標準原液5mlを正確に量り，メスフラスコに入れ，水を加えて1,000mlとする。この液3mlを正確に量り，ポリエチレン製ビーカーに入れ，クエン酸ナトリウム溶液（1→4）15ml及びエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム溶液（1→40）10mlを加えて混合し，塩酸（1→10）又は水酸化ナトリウム溶液（2→5）でpH5.4～5.6に調整する。この液を100mlのメスフラスコに移し，水を加えて100mlとする。この液50mlをポリエチレン製ビーカーにとり比較液とする。

⑶　鉛　Pbとして2.0μg／g以下

本品2.0gを量り，100mlのビーカーに入れて，塩酸（1→4）20mlを少しずつ加えて，超音波処理して溶かし，蒸発乾固した後，残留物に水20mlを加えて溶かし，試料液とする。試料液にクエン酸水素二アンモニウム溶液（1→2）50ml及びブロモチモールブルー試液1mlを加え，液が黄緑色を呈するまでアンモニア水を加える。この液を200mlの分液漏斗に移し，ビーカーを水で洗い，洗液を分液漏斗に合わせ，約100mlとする。これにピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム溶液（3→100）5mlを加えて5分間放置し，酢酸ブチル10mlを正確に加えて5分間振とうした後，放置する。その後，酢酸ブチル層をとり，これを検液とする。別に鉛標準原液1mlを正確に量り，水を加えて正確に100mlとする。この液4mlを正確に量り，試料液の場合と同様に操作し，比較液とする。検液及び比較液につき，鉛試験法第1法により試験を行う。

⑷　アルカリ金属及びマグネシウム　3.6%以下

本品約0.5gを量り，水30ml及び塩酸（1→4）15mlを加えて溶かす。この液を加熱し，1分間沸騰させた後，直ちにシュウ酸溶液（3→50）40mlを加え，激しくかき混ぜる。これにメチルレッド試液2滴を加え，液が黄色を呈するまでアンモニア試液を滴加してカルシウムを沈殿させる。この液を水浴上で1時間加熱し，冷後，水を加えて100mlとし，よく混合した後，ろ過する。ろ液50mlをあらかじめ800℃で30分間強熱して，デシケーター中で放冷し質量を精密に量った白金製のるつぼに入れ，硫酸0.5mlを加え蒸発乾固した後，恒量になるまで800℃で強熱し，その残留物の質量を量る。

⑸　バリウム　Baとして300μg／g以下

本品約1.0gを精密に量り，塩酸（1→10）を加えて溶かし，正確に50mlとする。この液5mlを正確に量り，硝酸（1→150）を加えて正確に100mlとし，検液とする。別にバリウム標準液1mlを正確に量り，硝酸（1→150）を加えて1,000mlとする。この液30mlを正確に量り，硝酸（1→150）を加えて100mlとし，比較液とする。検液及び比較液につき，誘導結合プラズマ発光強度測定法により試験を行うとき，検液の発光強度は，比較液の発光強度以下である。

⑹　ヒ素　As_2O_3として4.0μg／g以下

本品0.50gを量り，塩酸（1→4）8mlを加えて溶かし，検液とする。装置Bを用いる。

強熱減量　10.0%以下（800℃，恒量）

定 量 法　本品を強熱し，その約1.5gを精密に量り，塩酸（1→4）30mlを加えて溶かし，更に水を加えて正確に250mlとし，検液とする。カルシウム塩定量法の第1法により定量する。

0.05mol／L　EDTA溶液1ml＝2.804mg　CaO

公　告

諮 詢 事 項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月22日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

1　処分をした年月日　平成25年9月24日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　翼工業株式会社　中尾　敏彦　大分県中津市大字永添字坂本619―1　国土交通大臣許可（般特―23）第6642号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年3月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月22日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

1　処分をした年月日　平成25年9月24日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンケイ建設株式会社　碇山　　学　鹿児島県鹿児島市薬師1―2―4　国土交通大臣許可（特―24）第22362号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、鉄筋工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年4月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月22日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

1　処分をした年月日　平成25年9月24日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　九州新日石ガス株式会社　山口　　誠　福岡県北九州市戸畑区千防1―13―21　国土交通大臣許可（般―24）第24885号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、管工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年5月2日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月22日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

1　処分をした年月日　平成25年9月24日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セキスイファミエス九州株式会社　黒木　和清　福岡県福岡市中央区高砂2－8－1　国土交通大臣許可（般―22）第21313号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年5月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。